

「新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

1. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- ・ 国内基準における各段階への移行状況や沿線における発生状況を踏まえ、旅客の輸送を適切に実施する。
- ・ 従業員の発症状況に応じた業務に必要となる要員を確保し、適切に対応する。

(2) 感染対策の検討・実施

- ・ 職場において感染を予防するとともに、拡散防止を目的とした品目を備蓄する。
- ・ 行政機関との連携を図り、列車内や駅構内等において、咳エチケット等の広報活動や協力要請、情報提供を行う。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

新型インフルエンザ発生時（内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる「新型インフルエンザ対策本部」が設置され、その設置が発表された時）、または、弊社が設置を必要と判断した時は、危機管理本部及び部門毎に対策本部を設置する。

(2) 情報収集及び共有体制

平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体等から情報を収集し、発生時には、その情報を早急に役員・従業員に周知する体制を確保する。

(3) 関係機関との連携

新型インフルエンザ等対策業務の実施に際しては、適宜、関係機関との連携を図る。

3. 教育・訓練等

(1) 教育・訓練

- ・ 新型インフルエンザ等の基礎知識、基本的な感染対策教育の実施に努める。
- ・ 関係機関と連携して新型インフルエンザ等対策業務に関する訓練に参加するよう努めるとともに、その他の訓練とも有機的に連携させるよう配慮する。

(2) 計画の見直し

訓練等の実施結果や、国及び地方公共団体等が提供する情報に基づき、適宜この計画の内容に検討を加え、必要があると認められる場合には変更するものとする。

以 上